

離婚後 親子の面会促進

「断絶防止」法案提出へ

超党派の「親子断絶防止議員連盟」(会長・保岡興治元法相)は、未成年の子供のいる夫婦が離婚後、親権を持たない側と子供の定期的な面会を促すことを柱とした「親子断絶防止法案」の原案をまとめた。議連は自民、民進、公明などの各党議員で構成し、議員立法として秋の臨時国会での共同提出を目指す。

法案は、父母の離婚や別居の後も、子供が両親と継続的に関係を保つことが「子の最善の利益」に資する」との基本理念を掲げた。具体的には、父母には離婚時に、親権を持たない側と子供との面会などについて取り決め、離婚届に取り決め内容を添付すること

超党派、今秋にも 両親に努力義務

や、定期的な面会の実現を図る努力義務を課す。離婚ではなく別居についても、同様に面会できるように促す。

また、国と地方自治体が、面会に必要な支援を行うことも明記。児童虐待や家庭内暴力などの問題がある場合には、子供の利益に反しないよう「特別の配慮」を関係機関などに求める規定も設けた。

現行の民法では、離婚後は父母の一方しか親権を持っていないため、離婚後の面会は夫婦が合意しなければ実現しにくく、市民団体などが法整備を求めている。法案では、離婚後も両親が共同で親権を持てる制度導入の検討も政府に求めた。

「親子断絶防止」法案の努力強化を確認し

ニュース

スポーツ

写真・動画

特集

エンタメ

AKB48

政治

経済

マーケット

社会

国際

ワールドEYE

計報

予定

BWリリース

PRTIMES

アクリ



LED照明の助成金・補助金制度

助成金・補助金を受けるための条件とは？ガイドブック無料ダウンロード／法人

時事ドットコムニュース > 社会 > 離婚後の親子断絶防止＝超党派議員が法案要綱



小

中

大

離婚後の親子断絶防止＝超党派議員が法案要綱



超党派の国会議員でつくる「親子断絶防止議員連盟」（会長・保岡興治元法相）は10日の総会で、離婚や別居で夫婦関係が破綻した父母が、子どもとの親子関係を維持していくための法案要綱を了承した。離婚の際に、親子の面会交流や養育費の分担を取り決め、離婚届に関係書類を添付するとの努力規定を設けることが柱。議員立法で今国会への提出を目指す。

民法は、離婚後の親権者を一方の親に定める「単独親権制度」を採っている。このため、一方の親が子を連れ去り、もう一方の親との面会を拒絶しつつ養育を続けた場合、法的に救済する手段に乏しく、市民団体が法整備を求めている。

議員立法は、養育していない親と子との面会交流の実効性を上げて、絶縁状態になるのを防止するのが狙い。「父母の離婚後等でも、未成年の子が父母と親子として継続的な関係を持つことは、子の最善の利益に資する」と基本理念に明記した。国や地方自治体には、ガイドライン作成など必要な支援を行うよう定めた。

(2016/05/10-18:16)

[【社会記事一覧へ】](#) [【アクセスランキング】](#)